

掲載内容

第1章 病氣・けが

第1 子どもの医療

- 生まれた子どもが未熟児だったとき
- 子どもが医療を受けるとき
- ひとり親家庭の子どもが医療を受けるとき
- 障害のある子どもが医療を受けるとき
- 身体障害を治すために子どもが手術を受けるとき
- 小児がんなどの難病治療を受けるとき

第2 低所得者の医療

- 収入がなく医療費が支払えないとき
- 生活保護受給者が医療を受けるとき
- 行旅人が救護され、病氣やけがで治療を受けるとき

第3 高齢者の医療

- 高齢者が医療費の窓口負担をするとき
- 65歳以上75歳未満で一定の障害を持つ患者が医療を受けるとき
- 高齢患者の高額医療費が支払えないとき

第4 障害者の医療

- 障害者に対する医療制度や医療費助成制度について知りたいとき
- 精神科病院へ入院が必要となるとき
- 精神科病院への入院や処置に納得がいけないとき
- 精神科病院を退院してからのリハビリテーションを受けたいとき(精神科デイケアを利用したいとき)
- 退院して地域で暮らしたいとき
- 看護師等に家庭訪問をしてもらいたいとき
- 交通事故の後遺症で高次脳機能障害と診断されたとき

第5 外国人の医療

- 日本に3か月以上滞在している外国人が医療を受けるとき

第6 特殊な医療

- 指定難病の治療を受けるとき
- 特定疾患(重度障害や神経難病)で治療を受けるとき
- 不妊治療を受けるとき

第7 高額療養費等

- 医療費が高額なとき(70歳未満)
- 一時的・緊急的に病氣やけがで移動が困難なとき

第2章 障害

第1 障害者手帳の交付

- 身体機能に障害があるとき
- 知的機能に障害があるとき
- 精神機能に障害があるとき

第2 障害に関する相談窓口

- 障害に関する相談をしたいとき

第3 障害者自立支援サービス・障害者支援施設

- 障害児を対象とした通所支援サービスを利用したいとき
- 障害児(18歳未満)を対象とした入所支援サービスを利用したいとき
- 障害児(18歳未満)を対象とした居宅支援サービスを利用したいとき
- 障害児を対象とした通所支援サービスを利用したいとき
- 障害者(18歳以上)を対象とした通所支援サービスを利用したいとき
- 障害者(18歳以上)を対象とした居宅支援サービスを利用したいとき
- 障害者(18歳以上)を対象とした通所支援サービスを利用したいとき
- 障害者(18歳以上)を対象とした居宅支援サービスを利用したいとき
- 障害者(18歳以上)を対象とした通所支援サービスを利用したいとき
- 障害者(18歳以上)を対象とした居宅支援サービスを利用したいとき

第4 年金・手当

- 障害者(児)が受給できる年金・手当を知りたいとき
- 国民年金に任意加入していなかった期間に一定の障害状態になったとき

第5 減免措置等

- 障害者に対する税金の減額や免除について知りたいとき
- 障害者が利用できる公共料金等の減免について、どのようなものがあるか知りたいとき
- 障害者が利用できる交通機関の割引制度の内容を知りたいとき

第3章 介護

第1 介護保険の適用

- 介護保険対象者が要介護認定を受けてサービスを利用するとき
- 生活保護受給者に介護が必要になったとき
- 身体状況が変わるなど、要介護状態区分を変更したいとき
- 認定結果や介護保険料などに不服があるとき

第2 介護保険料

- 介護保険料を滞納したとき
- 生計困難で介護保険料の減額が必要なとき
- 災害などで介護保険料を一時的に支払えないとき

第3 利用料

- 利用者負担額について知りたいとき
- 介護サービスの利用者負担額が高額になったとき
- 介護保険利用料の軽減が必要なとき
- 災害などで介護保険利用料の減額が必要なとき

第4 在宅介護

- 要介護認定を受けて在宅で介護サービスを利用するとき
- 要介護認定を受けて介護サービスを利用するとき
- 要介護認定を受けて「非該当」と判定されたが、サービスを利用したいとき
- 第三者の行為(交通事故・傷害等)の後遺症で、介護サービスを利用するとき
- 車いすや歩行器等の介護用品を利用したいとき(介護保険の場合)
- 歩行器等の介護用品を利用したいとき(介護保険以外の場合)
- 自宅で生活するために住宅を改修するとき(介護保険の場合)
- 自宅で生活するために住宅を改修するとき(介護保険以外(自立支援)の場合)

第5 施設介護

- 在宅生活に支障があり、機能的回復目的で一定期間入所するとき
- 介護が必要なため長期入所するとき
- 介護と医療行為を受けることができる施設に入所するとき
- 介護認定を受けていないが生活に不安があるため高齢者専用施設に入所するとき
- 軽費老人ホーム(ケアハウス)に入居後、介護が必要になったとき
- サービス付き高齢者向け住宅に入居後、介護が必要になったとき

第6 事業者情報・サービス評価・苦情

- 介護サービス事業者の詳細を知りたいとき
- 施設が客観的に見てどう評価されているか知りたいとき
- 介護サービス事業者に不満があるとき

第7 事業所等に関する相談

- 事業所等に関する相談をしたいとき

第8 事業者情報・サービス評価・苦情

- 介護サービス事業者の詳細を知りたいとき
- 施設が客観的に見てどう評価されているか知りたいとき
- 介護サービス事業者に不満があるとき

第4章 生活

第1 貧困・困窮

- 生活が困窮しており生活費を確保したいとき
- 貧困・困窮からの自立について相談したいとき
- 生活保護受給者等が死亡したとき

第2 権利擁護

- 法的トラブルについて相談したいとき
- 契約関係のトラブルが起こり相談したいとき
- 成年後見制度に関する相談をしたいとき
- 判断能力が十分でない者への支援を受けたいとき
- 高齢者への虐待が疑われるとき
- 障害者への虐待が疑われるとき
- 虐待されている児童を発見したとき
- 障害者施設内で虐待が疑われるとき
- 児童福祉施設内等で虐待が疑われるとき
- 認知症の親が受診を拒否しているとき

第3 年金・手当

- 国民年金に加入していた自営業者が一定年齢に達したとき
- 会社員や公務員が一定年齢に達したとき
- 国民年金加入者が加入中に死亡したとき
- 厚生年金加入者が加入中に死亡したとき

第4 住まい

- 生活保護受給者が住居を借りるとき
- ひとり親家庭等が住居を借りるとき
- 住居がなく不安定な就労を強いられる若者等が住まいを探したいとき
- 障害者を対象とした住まいを探したいとき
- 高齢者を対象とした住まいを探したいとき
- 民間賃貸住宅に入居する際に、身元保証人が不在で入居が困難なとき
- 自己所有の不動産を担保に生活資金を借りたいとき
- 有料老人ホーム(住宅型)を利用したいとき
- サービス付き高齢者向け住宅を利用したいとき
- シルバーハウジング(高齢者向け公的賃貸住宅)を利用したいとき

第5 就労支援

- ひとり親家庭及び寡婦の就業支援が必要となるとき
- 子どもへの就労支援が必要となるとき
- 生活保護受給者が就労しようとするとき
- 高齢者が就労について相談できる機関を知りたいとき
- 高齢者の就労について職業訓練を受けたいとき
- 高齢者が仕事に従事したいとき
- 障害者の就労について相談できる機関を知りたいとき
- 障害者の就職後の定着支援を受けたいとき

第6 路上生活者(ホームレス)支援

- 路上生活(ホームレス)からの自立について相談したいとき

第7 自殺予防

- 生きていくのがつらい人に対応するとき

第8 戦傷病者

- 戦傷病者が援護を受けるとき

第5章 出産・子育て・婦人保護

第1 出産支援

- 妊娠したとき
- 出産したとき
- 出産費用が支払えないとき
- 生活保護受給者が出産するとき
- 産前産後に身の回りの世話や育児の相談をしたいとき
- 乳幼児の健康診査を受けるとき
- 新生児の異常、感染等を調べる検査を受けたいとき
- 予防接種を受けたいとき

第2 子育て支援

- 乳幼児等の子育てサービスを受けたいとき
- 子どもを育てるための手当を受けたいとき
- ひとり親家庭が経済的支援を必要とするとき
- ひとり親家庭が生活資金を必要とするとき
- ひとり親家庭の日常生活支援が必要となるとき
- 保育所等に子どもを預けたいとき
- 放課後の児童を対象にしたサービスを利用したいとき
- ひとり親家庭で子育ての悩みや育児相談をしたいとき

第3 就学支援

- 生活保護受給世帯の子どもが就学するとき
- ひとり親家庭の子どもが就学を希望するとき
- 学校生活と就学への支援を受けたいとき

第4 子ども・家庭支援施設

- 子どもの養育が困難なとき
- 親(親権者)がいけないとき
- 親権の停止や喪失を申請するとき
- 里親になりたいとき

第5 婦人保護

- 配偶者等から暴力(DV)を受けたとき
- 女性の自立援助について相談したいとき

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

福祉・医療関係 相談支援マニュアル



編集 福祉・医療相談支援研究会

代表 千葉 喜久也(東京有明医療大学教授)

相談内容に応じて適切な助言をするために!!



- ◆現場のニーズに基づくケース設定！
子ども、障害者、高齢者、生活困窮者などに関し、相談支援の現場で想定されるケースを豊富に設定しています。
- ◆相談内容に沿った選択肢がすぐわかる！
ケースごとに、利用できる制度・サービス等を冒頭に列挙していますので、相談内容に沿った選択肢を効率的に示すことができます。
- ◆各制度等をコンパクトに解説！
制度・サービス等の概要を簡潔に解説し、申請方法や利用手順などを表形式で示しています。

0120-089-339 受付時間/8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>
E-mail elgyo@sn-hoki.co.jp

加除式・B5判・全1巻・ケース付・総頁776頁
定価8,800円(本体8,000円)送料570円

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。

●パンダ方式によりさらに使いやすくなりました。(特許第3400825号)

第7 高額療養費等

○医療費が高額なとき (70歳未満)

利用できる制度

- 1 高額療養費制度の利用
2 高額療養費限度額の適用
3 高額療養費受領委任払の利用
4 高額医療費貸付金制度の利用
5 高額介護合算制度の利用

ポイント

- 1 2は治療前に利用します。2を利用しない場合、1を治療後に利用します。1の利用時に4も利用できますが、医療機関の承諾が必要と合もあります。
2 1を受ける権利は、診療を受けた月の翌月初日から2年です。
3 保険料の滞納があると、3、4を利用できない場合があります。
4 介護保険を利用している場合は、金額次第で5も利用できます。

解説

1 高額療養費制度の利用
1か月(暦月単位で、その月の1日～末日にかかった費用)に医療機関に金額が一定の自己負担限度額(後掲<参考>1参照)を超えた場合、超えた額が戻される制度です。2つ以上の医療機関にかかり、それぞれの自己負担額が上限になる場合は合算できます。保険外負担分(差額ベッド代、ト費用等)や入院時の食事負担額等は対象外です。

★本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。
●法令改正などに対応して発行される追録(低価格)をさしかえるだけで、常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。
●改正にならない部分はそのまま利用できますので、資源保護につながり環境にも配慮しています。
●ご希望により、さしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

case

○障害者を対象とした日中活動を利用したいとき

利用できる制度

- 1 療養介護の利用
2 生活介護の利用
3 自立訓練(生活訓練)の利用
4 自立訓練(機能訓練)の利用
5 就労移行支援の利用
6 就労継続支援A型(雇用型)の利用
7 就労継続支援B型(非雇用型)の利用
8 地域活動支援センターの利用

ポイント

- 1 上記制度を利用するときは、事前に支援の実施主体である各市区町村、利用を希望するサービス提供事業所と十分に話し合うことが大切です。
2 従来の入所施設は施設完結型で1日単位のサービスを提供していましたが、現在は夜間の「居住支援」を行う事業と「日中活動支援」を行う事業にサービスが明確に区分されています。日中活動のイメージは、後掲<参考>1を参照してください。
3 制度を利用できる対象者やサービス内容等は、後掲<参考>2~4を参照してください。
4 50歳未満の就労経験のない者は、就労移行支援事業所のアセスメント料がなければ、7を利用できません。

解説

1 療養介護の利用
療養介護では、医療及び常時介護を必要としている障害を有する者

機関において機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の支援を行います
対象となる者は、障害支援区分が6であり筋萎縮性側索硬化症(ALS)等により気管切開を伴う人口呼吸器による呼吸管理を受けている者、障害支援区分5以上でありジストロフィー又は重症心身障害を有する者です。このサービスは、医療機関において医療的ケアと福祉サービスを併せて提供します。

Table with 2 columns: 申請書類, 添付書類, 申請先, 利用手順, 関係法令等. Contains details about application and usage of services.

第4 子ども・家庭支援施設

case

○子どもの養育が困難なとき

利用できる制度

- 1 子育て短期支援事業(ショートステイ事業、トワイライトステイ事業)の利用
2 一時保護の相談
3 児童福祉施設への入所相談
4 母子生活支援施設の利用

ポイント

- 1 1の実施施設は、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保母ファミリーホーム等です。利用料について費用負担があります。
2 2の目的は、緊急保護、行動観察、短期入所指導ですが、緊急保護でも虐待等から子どもの安全を確保し適切な保護を図ることが、重んじられています。児童虐待対応においては、保護者や子どもの同意がなく子どもの安全の確保等が必要な場合には、一時保護を躊躇なく行うとされています。
3 3について、施設入所等の措置は親権者等の意に反するときにはとができないとされています。しかし、保護者がその児童を虐待しその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しくその福祉を害する場合は、家庭裁判所の承認を得て、親権者等の意に反して児童を児童福祉施設等に措置することができます。
4 4は、児童福祉施設では唯一、母親と子どもたちが一緒に入所施設です。
5 児童福祉施設に入所する場合には、保護者の所得に応じて費用負担があります。

2 一時保護の相談

児童相談所長等は、必要と認める場合に児童を一時保護、又は警察署、児童福祉施設等に一時保護を委託することができます。必要な場合は、置き去り、保護者の病弱・逮捕・家出、保護者による虐待など、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図る必要がある場合、児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握する必要がある場合及び児童の行動観察が必要な場合及び短期入所指導が必要な場合です。

一時保護の実施に当たっては、事前に保護者や児童の同意を得ることとされていますが、同意が得られない場合でも、子どもの安全確保のため一時保護が必要と判断した場合には、児童相談所は保護者や子どもの意に反しても職務で一時保護できるとされています。特に児童虐待対応においては、対応が後手に回ること、子どもの生命に危険が及ぶ可能性があることから、保護者や子どもの同意がなくとも、子どもの安全の確保等が必要な場面であれば、一時保護を躊躇なく行うべきであるとされています。

新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京本社 〒182-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
札幌支社 〒080-8518 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3185 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒182-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

名古屋支社 〒460-8458 名古屋市中区栄1丁目28番11号
大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 〒780-8536 高松市馬町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8863 福岡市中央区大手門3丁目3番13号

3 児童福祉施設への入所相談

児童相談所は、相談を受けた児童について、調査の結果が必要であれば児童等を里親等に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設短期治療施設(平成29年4月1日からは、名称が「児童心理治療施設」若しくは児童自立支援施設に入所させることとされています。平成28年の児童福祉法改正により、家庭養育が第一であり、保護者と、家庭養育が困難又は不適当な場合には家庭と同様の環境における;化され、施設措置よりも養育親や里親、ファミリーホームへの委託;が必要とされました。また、特に就学前の乳幼児は原則として養育;ファミリーホームへの委託を原則とすることが通知で示されました。

Table with 2 columns: 申請書類, 添付書類, 相談先, 利用手順, 関係法令等. Details about child welfare facility admission consultation.

4 母子生活支援施設の利用

母子生活支援施設は、配偶者のない女性又はこれに準ずる事情がある女性その養育すべき児童(18歳未満)について十分な養育ができない場合に、母で保護する施設です。施設では、一定の期間自立に向けた生活支援、就労支援、保育・養育支援、保育園への送迎支援等を行います。入所に当たり、施設見学を行うことも有益です。

<参考>

Table with 2 columns: 母子生活支援施設の利用者負担金表, 収入金額. Details about user contribution for child welfare facilities.

掲載内容

第1章 Q&A

第1 死後の事務と委任契約の概要

- Q1 死後事務委任契約とは
- Q2 死後事務委任契約が必要とされる背景は
- Q3 死後事務委任契約の委任事務は (総論)
- Q4 死後事務委任契約の委任事務は (具体的な内容)

第2 他の制度との関連

- Q5 成年後見制度との関係は
- Q6 任意後見制度との関係は
- Q7 財産管理契約又は見守り契約との関係は
- Q8 遺言との関連は

第3 死後事務委任契約の締結

- Q9 依頼者から聴取すべき内容は
- Q10 依頼者の判断能力に疑問があるときは
- Q11 死後事務委任契約の作成様式は
- Q12 死後事務委任業務の適正確保のための方法は
- Q13 死後事務執行の準備は
- Q14 相続発生前に死後事務委任契約の解除等ができるか

第4 契約の履行

- Q15 委任者死亡後の事務の流れは
- Q16 委任者死亡の事実を認知するには
- Q17 相続人が不存在の場合は
- Q18 相続人が存在する場合は
- Q19 委任事務遂行の報告は
- Q20 死後事務費用の支払方法は
- Q21 預託された死後事務費用を超えた場合は
- Q22 死後事務委任報酬は
- Q23 相続発生後の解除等ができるか
- Q24 相続人の意向に反する死後事務委任は
- Q25 委任事項が遂行不能の場合の処理は
- Q26 委任者(被相続人)の資産不足は

第2章 モデル契約書

*死後事務委任契約のモデル契約書

第3章 ケース・スタディ

- ケース1 死亡届の提出を委託したい
- ケース2 死亡の事実を友人に連絡してほしい
- ケース3 献体に出してほしい。また、臓器提供の手続きを取ってほしい
- ケース4 自分の信仰する宗教・宗派(寺院)での葬儀・埋葬を行ってほしい
- ケース5 自然葬(散骨・樹木葬等)にしてほしい
- ケース6 将来にわたって法要(三回忌、十七回忌、三十三回忌等)を行ってほしい
- ケース7 死後3年経過したら、永代供養、墓の返還を行ってほしい
- ケース8 公営墓地に弔ってほしい
- ケース9 仏壇等の神具、仏具等の処分をしてほしい
- ケース10 飼っているペットを友人・施設に引き取ってもらいたい
- ケース11 債務の弁済、税金の申告を行ってほしい
- ケース12 マイナンバーカードの廃止、年金、保険に関する届出をしてほしい
- ケース13 電気、ガス、水道等の公共料金の支払・停止をしてほしい
- ケース14 金融機関、証券会社の口座解約手続を委任したい
- ケース15 居住用賃貸物件の解約、明渡しをしてほしい
- ケース16 高齢者施設の退去手続をしてほしい
- ケース17 不動産の管理を任せたい
- ケース18 形見分けをしてほしい
- ケース19 携帯電話、プロバイダ等の通信関連の解約をしてほしい
- ケース20 SNSアカウントを削除してほしい
- ケース21 パソコン内のデータを削除してほしい
- ケース22 謝礼の支払をしてほしい
- ケース23 郵便物・宅配便を受領してほしい
- ケース24 団体や会員サービスの退会手続をしてほしい

索引

- 事項索引

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

死後事務委任契約 実務マニュアル

— Q&Aとケース・スタディ —

編集 東京弁護士会 法友会



- ◆ 契約の検討・締結に際して、成年後見等の考慮すべき隣接制度や利用に際しての留意点を解説しています。
- ◆ 依頼者からの希望をケースとして掲げ、死後の履行において必要となる周辺知識や手続を解説しています。
- ◆ ケースに対応した条項例を適宜掲げ、ポイントを解説しています。

A5判・総頁206頁
定価3,300円(本体3,000円)
送料460円

0120-089-339 (受付時間 8:30~17:00 土・日・祝日を除く)
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>
E-mail elgyo@sn-hoki.co.jp



法令情報を配信!

電子書籍も
新日本法規WEBサイトで
発売!!

〈電子版〉
定価 2,970円(本体2,700円)

パソコン iPhone/iPad Android 端末 でお使いいただけます。
iPhone/iPadはAppStoreより、Android端末はGoogle Playより専用ビューアアプリをダウンロードしてご利用ください。パソコン版は、電子書籍データのダウンロードではなく、直接サーバーにアクセスするストリーミング形式になりますので、閲覧時にはインターネットへの接続環境が必要です。



Q11 死後事務委任契約の作成様式は

Q 死後事務委任契約の作成様式はどのようなものがありますか。契約書作成時の注意点はありますか。

A 死後事務委任契約は、不要式行為ですが、委任者の生前意思の痕跡を残すため、書面によるべきです。作成様式としては、実印による押印をした上で印鑑証明書を添付する方法や、公正証書による方法、遺言公正証書の中に死後事務委任を挿入する方法があります。

解説

1 死後事務委任契約の作成様式

死後事務委任契約は、準委任契約であることから、契約の成立に一定の様式が要求されていない不要式行為です。そのため、口頭による合意でも契約を成立させることはできますが、委任者の生前意思の痕跡を残すため、必ず書面によるべきです。

また、死後事務委任契約は、委任者の死亡後に効力を有する契約であるため、特に委任者とその相続人の意思が齟齬する場合や、両者の利害が対立する場合は、契約成立の有無などをめぐり紛争となる可能性があります。

そのため、当該死後事務委任契約が、委任者の意思を反映したものであることを推認できるよう、私文書として契約書を作成する場合であっても、実印による押印をした上で印鑑証明書を添付する方法が有効です。また、契約書を公正証書によって作成する方法もあります。なお、遺言公正証書の中に付言事項として死後事務の委任内容を記載

することも考えられますが、遺言執行になじまない可能性や、契約としての成立の疑義があるので、注意してください。

2 契約書作成時の注意点

(1) 委任者の死亡による契約の効力

死後事務委任契約は、委任者の死亡後に効力を生じる契約です。委任者の死亡は委任の終了事由(民653-1)ですが、任意規定であることから、反対の特約は許されます。そこで、死後事務委任契約の場合には、委任者が死亡した場合でも契約が終了しない旨の条項を設ける必要があります。

また、委任事務の執行段階では、委任者の地位は亡くなった委任者の相続人等に引き継がれます(民896)。委任はいつでも解除できます(民651①)が、特約により制限できます。そこで、委任者の相続人は、原則として当該死後事務委任契約を解除できない旨の特約条項を設ける必

〔死後事務委任契約のモデル契約書〕

以下の内容は、死後事務委任契約としてどのような内容を設定するかによって設けるべき条項等が異なってきます。あくまで参考例ですのでご注意ください。

死後事務委任契約書

〇〇(委任者:以下「甲」という。)と△△(受任者:以下「乙」という。)は、甲の死亡後の事務について以下のとおり死後事務委任契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(死後事務の委任)(※1)

第1条 甲は、本日、甲の死亡後における事務を乙に委任し、乙はこれを引き受ける。

2 乙は、第14条(報告義務)及び第20条(本契約終了後の事務)に基づく報告を監督者に対しても行わなければならない。

3 監督者は、必要に応じ、乙に対し、本件死後事務処理の状況又は預託金の管理の状況の報告を求めることができる。

4 監督者は、乙につき第16条(委任者による解除)第2項に定める事由があると認めるときは、甲の相続人に対し、その旨を通知しなければならない。

5 監督者の報酬、費用その他甲と監督者間の権利義務については、甲と監督者において別途定めるところによる。(守秘義務)

第23条 乙は、本契約によって知った甲の秘密を正当な理由なく第三者に漏洩してはならない。

(契約の変更その他協議)(※23)

第24条 甲及び乙は、甲の生存中、いつでも本契約の変更を求めることができる。

2 前項による変更の申出があった場合その他本契約に定めのない事項が生じた場合は、甲乙協議により決する。

(裁判管轄)

第25条 本契約に関する甲又は甲の相続人等と乙との間の紛争については、〇〇地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

〔死後事務委任契約書に関する補注〕

(※1) 死後事務委任契約を締結する趣旨等を記載する場合が考えられますが、本作成例では単に委任をしたことのみを条項としています。

(※2) 委任事項を列挙してまとめ、処理すべき事務の内容詳細については契約書の個別条項に定め、また、必要に応じ別途書面による内容決定を行うように考えられます。 応じ適切と考えら

新日本法規出版株式会社

本社 東京都千代田区千代田1-1-1 電話 03-5561-1111 東京本社 〒112-8407 東京都港区新橋区新橋2-2-1 電話 03-5561-1111

ケース21 パソコン内のデータを削除してほしい

ケース

依頼者から、自分が死んだ後は、使っていたパソコンに保存されているデータを全て削除してほしいとの希望を受けました。依頼者の希望をかなえるために必要な事項について教えてください。また、パソコンに加えて、スマートフォン等のデータも削除してほしいと希望された場合はどのようなことに注意すべきでしょうか。

解説

1 社 保 存 ン タ に 関 ら の ド、 ト 通 の デ こ して る こ そ め に

OneDrive、GoogleのGoogle Drive、AppleのiCloud等)。これらのデータを物理的に破壊することはできないので、クラウドサービス上の削除手続退会手続といったアカウント削除を行うことになります。

条項例

(データ等の削除)

- 第〇条 甲は、乙に対し、甲の死後、甲の所有していたパソコン、スマートフォン、タブレット等に保存されているデータ(クラウドサービス上のデータを含む。)を削除することを委任する。
2 乙は、前項の削除のために必要となる、上書処理及び物理的破壊措置を専門業者に委ねることができる。
3 甲は、乙に第1項の削除のために必要となるIDやパスワード等を開示する。乙は前項に基づき措置を専門業者に依頼する場合、甲から開示を受けたIDやパスワードを専門業者に開示することができる。
4 削除、破壊等に要する費用は甲の負担とし、甲が乙に預託した預託金から支出する。

〔ポイント〕

パソコン等の所在、IDやパスワード等の確認(変更されていた場合の措置も)が重要になります。

また、物理的破壊等は、受任者が独力で行うのは難しいので業者を利用することの許諾やそのための費用の預託についても記載する必要があります。

札幌支社 〒060-0816 札幌市中央区北1条西7丁目5番5号 仙台支社 〒981-0185 仙台市東区加茂1丁目4番地の2 東京支社 〒112-8407 東京都港区新橋区新橋2-2-1 6階 関東支社 〒337-0807 さいたま市見沼区南中野244番地1 名古屋支社 〒460-0468 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支社 〒540-0087 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号 広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号 高松支社 〒760-8538 高松市原町3丁目14番11号 福岡支社 〒810-0803 福岡市中央区大手門3丁目3番13号 (2021.2)51001811

掲載内容

第1章 サービス利用に関する相談

- [1] 判断能力が不十分な利用者と利用契約を結ぶ場合
【弁護士のアドバイス】「意思能力」の判断
- [2] 第三者を代理人として利用契約を結ぶ場合
【弁護士のアドバイス】「代理」と「任意後見契約」
- [3] 身元保証人や身元引受人等がない利用契約の場合
【弁護士のアドバイス】「成年後見人等」と「身元保証等・身元引受人等」
- [4] 身元保証等団体の利用を考える場合
【弁護士のアドバイス】身元保証等団体の利便性と注意点
- [5] 施設で入所者の金銭管理を行う場合
【弁護士のアドバイス】高齢者施設等における「預り金管理規程」等の考え方
- [6] 本人の希望と家族や関係者の意向が異なる場合
【弁護士のアドバイス】判断の大原則は本人の意思決定・選択の尊重
- [7] 要介護度変更による入所契約見直しが必要な場合

第2章 サービス提供に関する相談（本人への相談援助）

- [8] 多職種連携によるチームアプローチが難しい場合
- [9] 身寄りのない入所者の看取りに関する意向確認が難しい場合
- [10] 意思決定支援において成年後見人等と連携する場合
- [11] 本人が必要な医療サービスを拒否している場合
【弁護士のアドバイス】緊急事務管理、施設の救急搬送義務の考え方
- [12] 会議等での情報共有のために利用者の個人情報に関係機関へ提供する場合
【弁護士のアドバイス】個人情報保護法（17条「要配慮個人情報」）

第3章 医療機関との連携に関する相談

- [13] 身元保証人等や医療同意者がいないことを理由に入院を断られた場合
【弁護士のアドバイス】医療同意
- [14] サービス提供中に救急対応を行う場合

第4章 利用者・家族からの苦情等への対応に関する相談

- [15] 「現金持込み禁止」に伴う苦情があった場合
【弁護士のアドバイス】施設等で「原則現金持込み禁止」とする場合の留意点（「一切の責任は負いません」と言い切れるのか）
- [16] 利用者からのハラスメントを受けた場合
【弁護士のアドバイス】利用者・家族からのハラスメント防止対策（契約書や重要事項説明書に記載しておくべき視点等）

第5章 家族等への対応に関する相談

- [17] サービス利用料の滞納が続いている場合
【弁護士のアドバイス】債務不履行
- [18] 家族と利用者の意見不一致により、成年後見制度の利用に支障が出る場合
- [19] 家族間の意見不一致により本人のケアに支障がでる場合
- [20] 家族に面会時の約束を理解してもらえない場合
- [21] 施設面会者による利用者への暴言や暴力がある場合
- [22] 家族から不当な要求等をされた場合
【弁護士のアドバイス】不当要求
- [23] 家族からの利用者の個人情報の開示請求があった場合
【弁護士のアドバイス】自己情報開示請求
- [24] 家族の一部が利用者の状態等の報告や説明に納得しない場合
【弁護士のアドバイス】事業所における説明責任
- [25] 身内と名乗る人からの問合せに対応する場合
- [26] 利用者の家族に対して社会的な支援が必要な場合

第6章 利用者への虐待・不適切ケアへの対応に関する相談

- [27] 家族等による高齢者虐待が疑われる場合
- [28] 高齢者虐待の通報を高齢者本人が拒否する場合
【弁護士のアドバイス】個人情報保護法例外規定（16条、17条、23条）
- [29] 老人福祉法に基づく市町村権限行使への協力
【弁護士のアドバイス】面会制限、面会の権利
- [30] 家族から他の親族等との面会拒否の申出があった場合
- [31] 市町村から「養護委託」について相談された場合
- [32] 家族による「身体拘束」と思われる事例に対応する場合
【弁護士のアドバイス】身体拘束の違法性
- [33] 市町村から「面会制限」への協力依頼があった場合
【弁護士のアドバイス】面会制限の法的根拠
- [34] 家族から「身体拘束」の要望がある場合
【弁護士のアドバイス】「身体拘束」は「身体的虐待」に該当
- [35] 家族から職員の対応について相談を受けた場合
- [36] 騙されている可能性があるが本人は認めない場合
【弁護士のアドバイス】本人の被害意識の有無と被害救済の必要性の存否は無関係
- [37] サービス提供中に介護事故が発生した場合
【弁護士のアドバイス】安全配慮義務（予見可能性と結果回避可能性）

第7章 地域との連携に関する相談

- [38] 介護老人保健施設退所支援における地域の関係機関との連携が困難な場合
- [39] 地域共生社会における包括的な支援が必要な場合
- [40] 入所者の成年後見制度申立支援が必要と思われる場合

索引

・事項索引

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

介護サービス事業における

困りごとと相談ハンドブック

—ソーシャルワーカーの実務対応—

共著

高橋 智子（社会福祉士・公益財団法人 東京都福祉保健財団 人材養成部）

三森 敏明（弁護士）

**‘本人中心’の相談援助を
実現するために！**

- ◆利用者・事業者・地域をつなぐソーシャルワーカーが実務で直面しやすい場面を取り上げ、適切な対応方法を解説しています。
- ◆相談内容に関連する法的な留意点を「弁護士のアドバイス」として紹介しています。
- ◆長年ソーシャルワーカーとして活動してきた執筆者が、豊富な経験と知見を踏まえて解説しています。

A5判・総頁228頁
定価2,970円（本体2,700円）送料460円

0120-089-339 受付時間 8:30~17:00
（土・日・祝日を除く）

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>
E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp



法令情報を配信!

電子書籍も
新日本法規WEBサイトで
発売!!

〈電子版〉
定価 2,750円（本体 2,500円）

パソコン iPhone/iPad Android 端末 でご利用いただけます。
iPhone/iPadはAppStoreより、Android端末はGoogle Playより専用ビューアアプリをダウンロードしてご利用ください。パソコン版は、電子書籍データのダウンロードではなく、直接サーバーにアクセスするストリーミング形式になりますので、閲覧時にはインターネットへの接続環境が必要です。



[5] 施設で入所者の金銭管理を行う場合

相談内容

当該施設への入所前の面接において、本人の金銭管理に不安な様子が見られました。本人は「入所後も自分で管理する」と言いますが、施設管理の方が安心であるため、入所契約の際に預り金管理契約を勧めていこうと思えます。施設が管理する場合の留意点はありますか。

ポイント

- ① 利用者本人の依頼に基づかず、他人が金銭を管理することは、原則としてできません。
- ② 利用者との介護サービス事業所の間には、利益相反の関係があります。管理契約を締結するなど、施設側の管理責任を明確にした管理体制が必要です。
- ③ 利用者本人の判断能力の程度に応じて、適切に成年後見制度（法定後見制度、任意後見制度）を活用した管理方法を検討する必要があります。

原則です。本人だけの管理に不安が見られる場合は、支援者が不安に思う状況を本人と共有し、本人がより安心して安全に管理することができるような方法について、本人と一緒に検討していきます。その際、本人の意思決定能力を見極め、分かりやすい説明と必要な情報を提供するなど、意思決定支援のプロセスに沿って本人による意思決定を支援する姿勢が求められます。

2 利用者本人や家族等からの依頼に基づく金銭等の預かり

一方で、利用者本人から現金や預貯金通帳、印鑑等の預かりを依頼されることがあり、実際に施設等で金銭等を預かることが行われている現状があります。

これは、入所後の財産の保管や管理する場所がない、自分の預貯金を家族から守りたいなど、利用者本人側の事情による場合が考えられます。他方、施設利用料を確実に受領したいなどの施設側の事情による場合もあると考えられます。一見すると、双方の利害が一致しているように見えますが、そもそも利用者とは施設はサービスを受領する側と提供する側という、利益相反の関係にあることを忘れてはいけません。

本人の依頼に基づく場合であっても、利用者本人に、いわゆる管理等を委任する能力が備わっているのか、客観的に見極める必要があります。その上で、まずは施設の立替払い等、預り金を管理しない方法について検討を行い、預り金としてその管理を代行する場合においては、真に必要な最小限にとどめるべきであることを考える必要があります。

また、預り金を管理する場合においては、「管理規程」等を設けるなどして、規程に沿った適切な管理及び出納事務を責任を持って行うこ

弁護士のアドバイス

高齢者施設等における「預り金管理規程」等の考え方

財産管理が煩わしい、あるいは自分にはできなくなった、盗難の可能性や家族による使い込みなどのリスクを回避するために、高齢者が財産管理、特に預貯金の入出金を施設に依頼する要望は強いと思えますし、実際にも管理契約が結ばれるケースが多数あるのが現状です。しかし、高齢者にとって預貯金を中心にした財産は快適な老後を支える資産である上に、一旦財産を失うとその回復が著しく困難であることから、経済的に破綻してそれまでの生活が維持できなくなるおそれがあります。さらに、もともと高

[22] 家族から不当な要求等をされた場合

相談内容

介護老人保健施設に入所中の高齢者は、心肺機能の低下と加齢による筋力低下、整形疾患があるため、歩行能力は徐々に低下してきています。肺炎での入院により、更に全身の身体機能が低下しています。家族は、リハビリをしても歩けないことを施設のケアに問題があると主張し、利用料の支払を拒んでいます。職員もケアに関する詳細な要望を受けていて、対応に困っています。

ポイント

- ① 介護サービスの説明についての正当な要求やそれへの不満・改善要求と不合理な要求とを区別することが重要です。
- ② 説明をしてもなお社会常識的に考えて不合理な要求をされ続ける場合、法的対応も辞さない姿勢も必要です。

回答

1 適正な範囲の要求内容であるかの確認

本事例からは、利用者の身体機能は、施設入所前から段階的に低下してきており、直近の肺炎による入院生活により、更に機能低下が進行していることが推測されます。もともとの疾患や年齢的な要素も加わり、家族が期待するような歩行能力の改善が、リハビリによりどの程度実現可能なか、主治医やリハビリのセラピストから説明がなされているでしょう。また、施設でのケアやリハビリを行うに当たっては、医学的な診立てだけではなく、本人の意思を尊重したプランニン

[28] 高齢者虐待の通報を高齢者本人が拒否する場合

相談内容

デイサービスの利用者にならざるに内出血があります。確認をしたところ、転倒している様子や、内服薬による影響もなさそうであることから「気になる高齢者」として地域包括支援センターに相談することにしました。しかし、利用者は「大丈夫。転んでぶつけた。大事にしないで」と言います。利用者の同意が得られないので、相談はできないのでしょうか。勝手に相談したら、守秘義務違反になるのでしょうか。

ポイント

①

②

を定め、根拠ある対応をいつでも、誰でも行えるようにしておくことも大切です。

弁護士のアドバイス

個人情報保護法例外規定（16条、17条、23条）

高齢者虐待防止法7条は、養護者による高齢者虐待に係る通報等については高齢者の同意は要件にしていませんし、同条3項は「刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。」と規定し守秘義務を解除しています。すなわち、養護者による高齢者虐待を発見した者は、高齢者の同意や許可の有無にかかわらず虐待相談や通報をすべきです。

なお、個人情報保護法16条3項、17条2項、23条1項等は、本人の同意がなくても、①法令に基づく場合、②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき、③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき、④国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときは、個人情報の取扱い、取得（要配慮個人情報に限ります。）、提供ができると規定しています。

以上から、高齢者虐待の事実を把握した者は、その通報や相談に際し、高齢者虐待防止法や個人情報保護法の例外規定の観点からも、高齢者の個人情報を提供した上で市町村への通報が許さ

新日本法規出版株式会社

本社 〒480-8468 名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区西谷砂土原町2丁目6番地

札幌支社 〒060-8316 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市東区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区西谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
名古屋支社 〒480-8468 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支社 〒540-0037 大阪府中央区南平野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 〒780-8536 高松市原町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8683 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2021.6)51001791

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆インク」を使用しています。